

## <報道発表資料>

令和3年9月30日

### 人権推進施策

#### 「埼玉県人権施策推進指針（第2次改定案）」に対する 県民コメント（意見募集）の実施について

埼玉県では、平成14年3月に「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、平成24年3月に改定をしています。

この指針の目標年次が今年度で終了するため、令和4年度を初年度とする新たな指針づくりを進めています。

このたび、その案となる「埼玉県人権施策推進指針（第2次改定案）」を取りまとめましたので、県民の皆様の御意見を下記のとおり募集いたします。

#### 記

##### 1 募集期間

令和3年10月1日（金）～令和3年10月31日（日）（※当日消印有効）

##### 2 資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/shishin.html>

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- ・埼玉県県民生活部人権推進課（本庁舎3階）Tel 048-830-2255
- ・埼玉県県政情報センター（衛生会館1階）Tel 048-830-2543
- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所

南 部	Tel 048-256-1110	南 西 部	Tel 048-451-1110
東 部	Tel 048-737-1110	県 央	Tel 048-777-1110
川 越 比 企	Tel 049-244-1110	西 部	Tel 04-2993-1110
利 根	Tel 048-555-1110	北 部	Tel 048-524-1110
秩 父	Tel 0494-24-1110	東松山事務所	Tel 0493-24-1110
本庄事務所	Tel 0495-24-1110		

##### 3 意見の提出方法

###### (1) 記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所、氏名、御意見

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

※ 住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

※ 様式は自由です。

## （２）提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

### ア 郵便の場合

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県県民生活部人権推進課 企画・総務担当あて

### イ ファクシミリの場合

Fax 048-830-4718

### ウ 電子メールの場合

E-mail [a2250-02@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2250-02@pref.saitama.lg.jp)

※ 郵便、ファクシミリ、電子メールいずれの場合も、件名を「埼玉県人権施策推進指針（第2次改定案）への意見」としてください。

※ 意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

※ 御意見については、資料（意見募集案内）に添付された別紙様式をご利用いただくか、任意の書面により上記項目を記載し御提出ください。

## 4 意見の取扱い

（１）提出していただいた御意見を考慮して、「埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）」を策定します。

（２）いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します（プライバシーに関する内容を除きます）。なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。

（３）個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしませんので、御了承ください。

## 5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県県民生活部人権推進課 企画・総務担当

Tel 048-830-2255（直通）

Fax 048-830-4718

E-mail [a2250-02@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2250-02@pref.saitama.lg.jp)